大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱の一部を改正する要綱

第１条　大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱（平成 24 年７月 20 日）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正前欄に掲げる対象規定をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改　　正　　後	改　　正　　前
（新規許可及び更新許可の申請） 第４条　（略） ２　規則第 15 条第２項に定める書類及び図面の様式は、次のとおりとする。 ⑴・⑵　（略） ⑶　規則第 15 条第２項第９号に定める市長が必要と認める書類。ただし、動物（実験動物及び犬等）の死体その他市長が定めるものの収集運搬業については、次のイ及びウを除く。 ア～ケ　（略） コ　申請者が個人の場合、申請者、政令使用人及び担当課に事務連絡等で来庁する従業者の顔写真を貼付した名簿（第 15 号様式）及び資産に関する調書（根拠資料等の提出を求める場合がある。）（第 16 号様式） サ　（略） ３　（略） ４　第２項第３号に定めるもののほか、規則第 15 条第２項第９号に定める市長が必要と認める書類及び図面は、次のとおりとする。 ⑴　（略） ⑵　省令第２条の２第２号イに規定する一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有することの証明として、新規許可を申請する場合には、規則第 15 条の２第１項第１号アに定める試験の合格証の写し、更新許可を申請する場合には公的機関が実施する一般廃棄物処理業に関する講習会の修了証又は一般財団法人日本環境衛生センターが実施する一般廃棄物実務管理者講習の修了証の写し。ただし、受験者又は受講者は次のア又はイに掲げる者とし、合格証又は修了証の有効期限はその発行の日から２年間とする。なお、更新許可を受けている場合、市長がやむを得ないと認めたときを除き受講者（新規許可の申請の場合は合格者）が不在にならないようにすること。また、複数の許可業者の受講者（新規許可の申請の場合は合格者）を兼務することはできない。 ア・イ　（略） ⑶～⑸　（略） ５～８　（略） （許可の事業に係る変更） 第５条　規則第 20 条第１項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した第 17-1 号様式による届出書を提出して行うものとする。	（新規許可及び更新許可の申請） 第４条　（略） ２　規則第 15 条第２項に定める書類及び図面の様式は、次のとおりとする。 ⑴・⑵　（略） ⑶　規則第 15 条第２項第９号に定める市長が必要と認める書類。ただし、動物（実験動物及び犬等）の死体その他市長が定めるものの収集運搬業については、次のイ及びウを除く。 ア～ケ　（略） コ　申請者が個人の場合、申請者及び担当課に事務連絡等で来庁する従業者の顔写真を貼付した名簿（第 15 号様式）及び資産に関する調書（根拠資料等の提出を求める場合がある。）（第 16 号様式） サ　（略） ３　（略） ４　第２項第３号に定めるもののほか、規則第 15 条第２項第９号に定める市長が必要と認める書類及び図面は、次のとおりとする。 ⑴　（略） ⑵　省令第２条の２第２号イに規定する一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有することの証明として、新規許可を申請する場合には、規則第 15 条の２第１項第１号イに定める試験の合格証の写し、更新許可を申請する場合には公的機関が実施する一般廃棄物処理業に関する講習会の修了証又は一般財団法人日本環境衛生センターが実施する一般廃棄物実務管理者講習の修了証の写し。ただし、受験者又は受講者は次のア又はイに掲げる者とし、合格証又は修了証の有効期限はその発行の日から２年間とする。なお、更新許可を受けている場合、市長がやむを得ないと認めたときを除き受講者（新規許可の申請の場合は合格者）が不在にならないようにすること。また、複数の許可業者の受講者（新規許可の申請の場合は合格者）を兼務することはできない。 ア・イ　（略） ⑶～⑸　（略） ５～８　（略） （許可の事業に係る変更） 第５条　規則第 20 条第１項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した第 17-1 号様式による届出書を提出して行うものとする。

⑴　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	⑴　氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
⑵～⑷　（略）	⑵～⑷　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
（許可の事業に係る変更）	（許可の事業に係る変更）
第５条の２　規則第 20 条第２項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した第 20 号様式による申請書を提出して行うものとする。	第５条の２　規則第 20 条第２項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した第 20 号様式による申請書を提出して行うものとする。
⑴　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	⑴　氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
⑵～⑷　（略）	⑵～⑷　（略）
２　（略）	２　（略）
（臨時使用車両）	（臨時使用車両等）
第 11 条　（略）	第 11 条　（略）
２～５　（略）	２～５　（略）
６　臨時使用車両は、次の各号を満たす車両であること。	６　臨時使用車両は、次の各号を満たす車両であること。
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　臨時使用車両には、承認車両に準じて「許可業者名」及び「許可番号」の表示を行うこと。	⑵　臨時使用車両には、承認車両等に準じて「許可業者名」及び「許可番号」の表示を行うこと。
（記載事項変更承認証）	（事業の休廃止等にかかる様式）
第 22 条　規則第 20 条第２項又は第４項の規定により提出された許可申請書記載事項の変更承認申請について、市長が承認する場合の申請者への通知は、第 35 号様式によるものとする。	第 22 条　規則第 20 条第２項又は第４項の規定により提出された許可申請書記載事項の変更承認申請について、市長が承認する場合の申請者への通知は、第 35 号様式によるものとする。
（削除）	２　規則第 23 条に規定する事業の休廃止の届出を行う場合は、第 36 号様式を使用するものとする。
（削除）	３　規則第 25 条第２項に規定する一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可証、車両承認証又は機材承認証を紛失、滅失、き損、破損した場合は、第 37 号様式により届け出るものとする。
（事業の休廃止等にかかる様式）	（新設）
第 23 条　規則第 23 条に規定する事業の休廃止の届出を行う場合は、第 36 号様式を使用するものとする。	
（許可証等の返納及び再交付にかかる様式）	（新設）
第 24 条　規則第 25 条第２項に規定する一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可証、車両承認証又は機材承認証を紛失、滅失、き損、破損した場合は、第 37 号様式により届け出るものとする。	

（大阪市行政オンラインシステムを使用した変更の届出等に係るセキュリティコード）
第25条　（略）

（雑則）
第26条　（略）

（大阪市行政オンラインシステムを使用した変更の届出等に係るセキュリティコード）
第23条　（略）

（雑則）
第24条　（略）

第１号様式　　第１面　　許可番号 □□□－□□□

一般廃棄物収集運搬業許可申請書

年　月　日

大阪市長　様

（１）申請者　住所　（〒　－　）

ふりがな

氏名　実印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名　個人にあっては屋号及び氏名）

電話番号　ＦＡＸ番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条　第１項　第２項　の規定により、次のとおり申請します。

（２）事業の範囲　ごみ　動物（実験動物及び犬等）の死体及び糞・マット

（３）事務所及び事業場（大阪市内の事業の本拠地）　名称　所在地　電話番号　ＦＡＸ番号

（４）事業の用に供する施設の種類及び数量

収集運搬車両 区分（　）は最大積載量	パッカー・ロータリープレスパック・箱車	無蓋・コンテナ平ボディ	主たる作業用具	
軽自動車（0.35t以下）	台	台	コンテナ車のコンテナ	台
小型車（0.35tを超え2.0t以下のもの）	台	台	パッカーコンテナ	台
中型車（2.0tを超え～4.0t以下のもの）	台	台	シート	枚
大型車（4.0tを超えるもの）	台	台		
合　計	台	台		

○　なお、収集運搬車両の明細は使用車両明細（第２号様式）、車両格納庫（第６号様式）のとおり

第１号様式　　第１面　　許可番号 □□□－□□□

一般廃棄物収集運搬業許可申請書

年　月　日

大阪市長　様

（１）申請者　住所　（〒　－　）

ふりがな

氏名　実印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名　個人にあっては屋号及び氏名）

電話番号　ＦＡＸ番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条　第１項　第２項　の規定により、次のとおり申請します。

（２）事業の範囲　ごみ　動物（実験動物及び犬等）の死体及び糞・マット

（３）事務所及び事業場（大阪市内の事業の本拠地）　名称　所在地　電話番号　ＦＡＸ番号

（４）事業の用に供する施設の種類及び数量

収集運搬車両 区分（　）は最大積載量	パッカー車ロータリー車	無蓋車	主たる作業用具	
軽自動車（0.35t以下）	台	台	コンテナ車のコンテナ	台
小型車（0.35tを超え2.0t以下のもの）	台	台	パッカーコンテナ	台
中型車（2.0tを超え～4.0t以下のもの）	台	台	シート	枚
大型車（4.0tを超えるもの）	台	台		
合　計	台	台		

○　なお、収集運搬車両の明細は使用車両明細（第２号様式）、車両格納庫（第６号様式）のとおり

第２号様式

許可番号 □□□－□□□

氏　名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名　個人にあっては住所及び氏名）

使用車両明細

車両番号	最大積載量	ダンプ	車種						備考	
			パッカー車 プレスベラ車	ローダー車	コンテナ車	無蓋車	平ボディ車	箱車	入札	廃家電

（注）車種欄は該当する箇所に○印を記入すること

第２号様式

許可番号 □□□－□□□

氏　名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名　個人にあっては住所及び氏名）

使用車両明細

車両番号	最大積載量	車種							備考（入札、予備車、家電）
		ダンプ					非ダンプ		
		パッカー車	ローダー車	コンテナ車	箱車	軽四輪	平ボディ	軽四輪	

（注）車種欄は該当する箇所に○印を記入すること

第6号様式

許 可 番 号 　　－

氏　　名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名　個人にあっては住所及び氏名）

車両格納庫

1　所在地

2　名　　称

3　面　　積　　㎡

4　格納車両番号

5　付近の見取図

※ 車両格納庫を使用する権原を確認できる書類を添付すること

第6号様式

許 可 番 号 　　－

氏　　名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名　個人にあっては住所及び氏名）

車両格納庫

1　所在地

2　名　　称

3　面　　積　　㎡

4　格納車両番号

5　付近の見取図

※ 車両格納庫を使用する権原を確認できる書類を添付すること

第7－1号様式

≪車両写真貼付用紙≫

許可業者名			
許可番号		車両番号	

前面

カラープリントサービス版
（デジタルカメラ可）
（ポラロイド写真可）

しっかりとのりづけしてください

後部

（車両後部全体が入るよう撮影してください）

カラープリントサービス版
（デジタルカメラ可）
（ポラロイド写真可）

しっかりとのりづけしてください

第7－1号様式

≪車両写真貼付用紙≫

許可業者名			
許可番号		車両番号	
承認車・予備車			

前面

カラープリントサービス版
（デジタルカメラ可）
（ポラロイド写真可）

しっかりとのりづけしてください

後部

（車両後部全体が入るよう撮影してください）

カラープリントサービス版
（デジタルカメラ可）
（ポラロイド写真可）

しっかりとのりづけしてください

第８号様式

年　月　日

大阪市長　様

許可番号　□□□－□□□

氏　名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名　個人にあっては屋号及び氏

車体表示の承認申請書

申請の理由	代替　増車　その他（　）				
予定車両概要	事項	色	表示内容	一文字の大きさ（高さ×幅をcm単位で記入）	備考
	車体の色				
	車体表示 許可番号			×	
	車体表示 大阪市許可		大阪市許可	×	
	車体表示 商号・屋号（許可申請書の記載と同一表記とする）			×	
	※車体の右側、左側の撮影写真又は図面を添付すること				
	車両番号	なにわ	□□（　）□□		
	車両の区分	小型車（0.2t を超え2.0t以下のもの）	中型車（2.0t を超え～4.0t以下のもの）	大型車（4.0t を超えるもの）	軽自動車（0.2t以下）
	形状	ダンプ車(機械的にごみを排出する車を含む)・非ダンプ車			
	架装の種類	ﾊﾟｯｶｰ・ﾌﾟﾚｽﾊﾟｯｸ・ﾛｰﾀﾘｰ・無蓋車・車両専用ｺﾝﾃﾅ・ｺﾝﾃﾅ・平ﾎﾞﾃﾞｨ・箱車			

※車体表示については、次の基準に従い表示すること。（カッコ内は軽四輪車）
※書体はゴシック体とします。

表示内容	寸法
許可番号	高7(6)cm × 幅3(3)cm以上
大阪市許可	高15(10)cm × 幅10(8)cm以上
商号・屋号	高20(10)cm × 幅20(8)cm以上

第８号様式

年　月　日

車体表示の承認申請書

大阪市長　様

氏名　　実印
（法人にあっては名称及び代表者の氏名　個人にあっては屋号及び氏名）

申請者	許可番号	—			
	住所				
	担当者名				
	連絡先	電話　FAX			
申請の理由	新車購入　車種転換　その他（　）				
予定車両概要	事項	色	表示内容	一文字の大きさ（高さ×幅をcm単位で記入）	備考
	車体の色				
	車体表示 大阪市許可		大阪市許可	×	
	車体表示 商号・屋号（許可申請書の記載と同一表記とする）			×	
	車体表示 許可番号			×	
	※車体の右側、左側の撮影写真又は図面を添付すること				
	車両番号	なにわ・大阪・堺・和泉・その他（　）		□□（　）□□	
	車両の区分	小型車（0.2t を超え2.0t以下のもの）	中型車（2.0t を超え～4.0t以下のもの）	大型車（4.0t を超えるもの）	軽自動車（0.2t以下）
	形状	ダンプ車(機械的にごみを排出する車を含む)・非ダンプ車			
	架装の種類	ﾊﾟｯｶｰ・ﾌﾟﾚｽﾊﾟｯｸ・ﾛｰﾀﾘｰ・箱車・ｺﾝﾃﾅ・平ﾎﾞﾃﾞｨ・その他（　）			

※車体表示については、次の基準に従い表示すること。（カッコ内は軽四輪車）
※書体はゴシック体とします。

表示内容	寸法
許可番号	高7(6)cm × 幅3(3)cm以上
大阪市許可	高15(10)cm × 幅10(8)cm以上
商号・屋号	高20(10)cm × 幅20(8)cm以上

車体デザイン図(ﾊﾟｯｶｰ車・ﾌﾟﾚｽﾊﾟｯｸ車)

第９号様式

「大阪市許可」、「許可業者名」、「許可番号」の記載箇所を図１・図２に記入すること

なお、「許可業者名」は許可申請書の記載と同一表記とすること

図１　（運転席側）

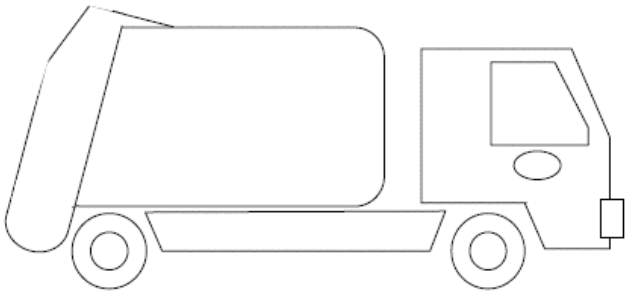

図２　（助手席側）

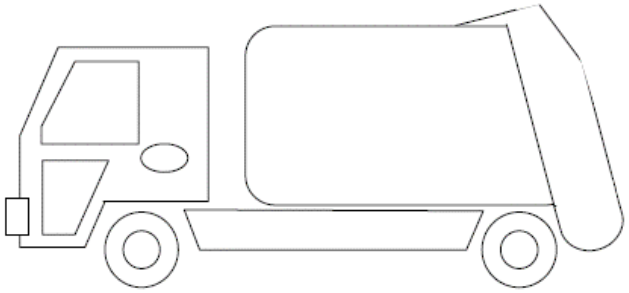

車体デザイン図(パッカー車)

第９号様式

「大阪市許可」、「許可業者名」、「許可番号」の記載箇所を図１・図２に記入すること

なお、「許可業者名」は許可申請書の記載と同一表記とすること

図１　（運転席側）

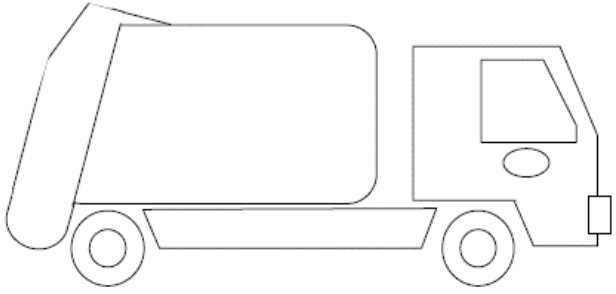

図２　（助手席側）

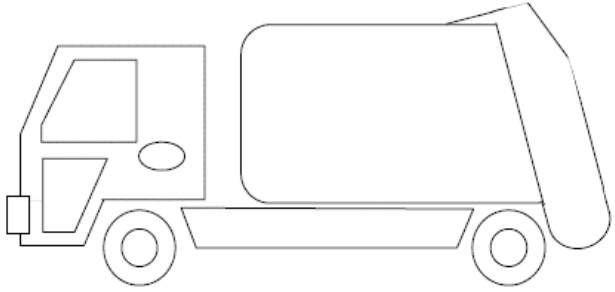

車体デザイン図(無蓋車・コンテナ車)

第９号様式

「大阪市許可」、「許可業者名」、「許可番号」の記載箇所を図１・図２に記入すること

なお、「許可業者名」は許可申請書の記載と同一表記とすること

図１　（運転席側）

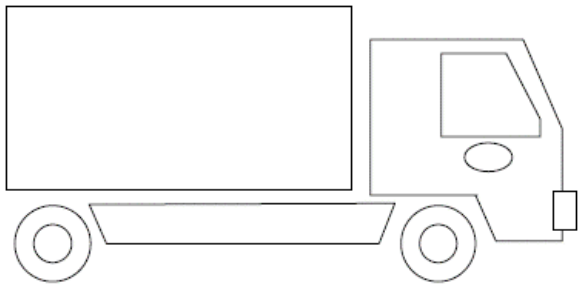

図２　（助手席側）

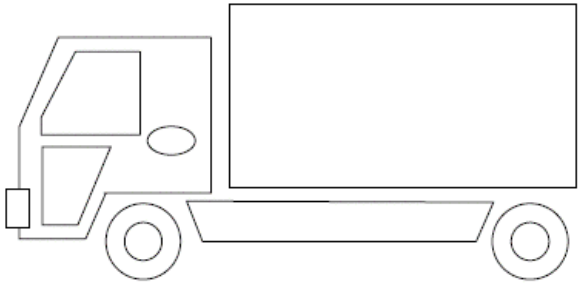

車体デザイン図(箱車・コンテナ車)

第９号様式

「大阪市許可」、「許可業者名」、「許可番号」の記載箇所を図１・図２に記入すること

なお、「許可業者名」は許可申請書の記載と同一表記とすること

図１　（運転席側）

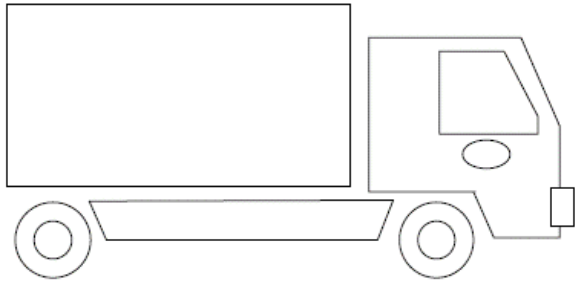

図２　（助手席側）

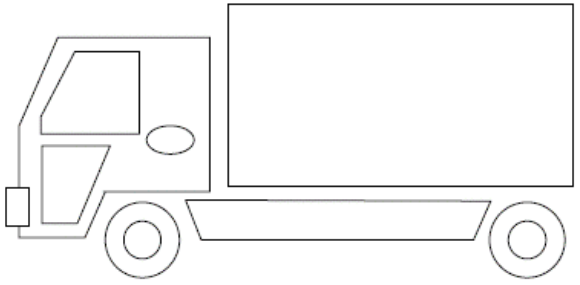

車体デザイン図（平ボディ）

第９号様式

「大阪市許可」、「許可業者名」、「許可番号」の記載箇所を図１・図２に記入すること

なお、「許可業者名」は許可申請書の記載と同一表記とすること

図１　（運転席側）

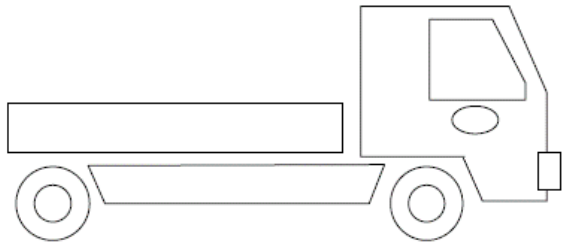

図２　（助手席側）

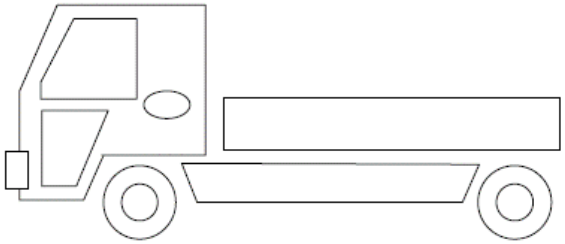

車体デザイン図（軽四・平ボディ）

第９号様式

「大阪市許可」、「許可業者名」、「許可番号」の記載箇所を図１・図２に記入すること

なお、「許可業者名」は許可申請書の記載と同一表記とすること

図１　（運転席側）

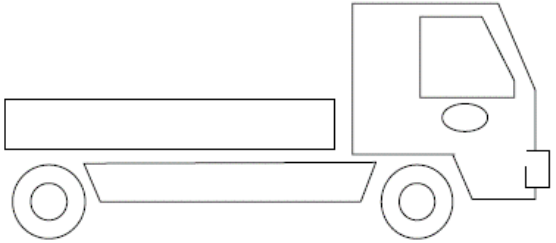

図２　（助手席側）

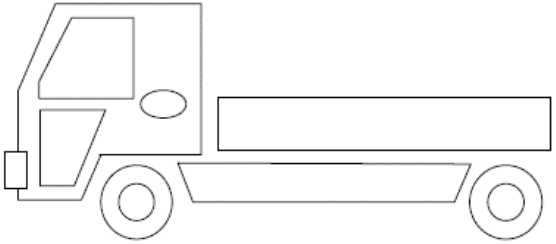

車体デザイン図（箱車）

第９号様式

「大阪市許可」、「許可業者名」、「許可番号」の記載箇所を図１・図２に記入すること

なお、「許可業者名」は許可申請書の記載と同一表記とすること

図１　（運転席側）

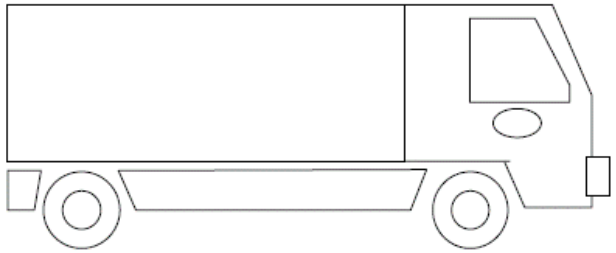

図２　（助手席側）

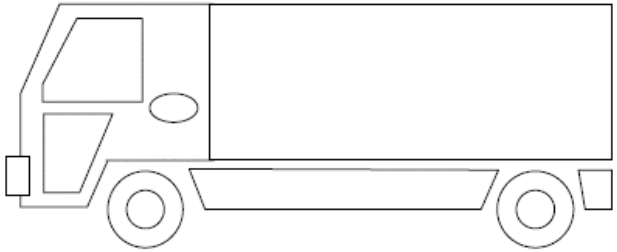

（新設）

第 18 号様式（表面）（略）

注　意　事　項

1　処理施設への搬入車両は、無蓋車の場合、完全にシートをすること。

2　搬入者は、本市及び大阪広域環境施設組合の規則並びに本市及び処理施設の職員の指示に従うこと。

3　処理施設への搬入経路が指示されているときは、これを守ること。

4　非ダンプ車（機械的にごみを排出する車以外）の場合、助手を同乗させること。

5　処理施設の器物を破損しないように注意すること。破損した場合は、速やかに損害を賠償すること。

6　搬入物展開検査を受けるときは、搬入者は協力すること。

7　搬入者は、処理施設内での喫煙など、火気を一切使用しないこと。

8　搬入物をおろす場合は、本市及び処理施設の職員の指示に従うこと。

9　搬入時間
工　　場　　9：00 ～ 16：00（昼間　但し日曜は 13：00 以降取り扱いをしない）
　　17：00 ～ 翌 8：59（夜間）
　　※12：00 ～ 13：00 及び 23：00 ～翌 2：00 は取り扱いをしない。
破砕施設　　9：00 ～ 12：00　13：00 ～ 16：00(日曜を除く)
中 継 地　　8：30 ～ 11：30　12：30 ～ 15：30(日曜を除く)

10　搬入禁止物
（1）資源化可能な紙類
（2）上記以外の分別収集対象品目
（3）有害性、危険性及び引火性のある物
（4）著しく悪臭を発する物及び著しく発色性、発泡性又は飛散性を有する物
（5）特別管理一般廃棄物
（6）家電リサイクル法対象品目
（7）液状の物
（8）動物の死体
（9）その他処理施設若しくはその周辺の環境を悪化させ、処理施設における処理を著しく困難にし、又は、処理施設の機能に支障を生じさせるおそれのある物

11　処理施設に搬入する際、本許可証を運転席のダッシュボード上に掲げること。

12　上記各号に違反した場合、搬入を禁止する。

第 18 号様式（表面）（略）

注　意　事　項

1　処理施設への搬入車両は、無蓋車の場合、完全にシートをすること。

2　搬入者は、本市及び大阪広域環境施設組合の規則並びに本市及び処理施設の職員の指示に従うこと。

3　処理施設への搬入経路が指示されているときは、これを守ること。

4　非ダンプ車（機械的にごみを排出する車以外）の場合、助手を同乗させること。

5　処理施設の器物を破損しないように注意すること。破損した場合は、速やかに損害を賠償すること。

6　搬入物展開検査を受けるときは、搬入者は協力すること。

7　搬入者は、処理施設内での喫煙など、火気を一切使用しないこと。

8　一日あたりの割当搬入台数を正確に守ること。

9　搬入物をおろす場合は、本市及び処理施設の職員の指示に従うこと。

10　搬入時間
工　　場　　9：00 ～ 16：00（昼間　但し日曜は 13：00 以降取り扱いをしない）
　　17：00 ～ 翌 9：00（夜間）
　　※12：00 ～ 13：00　及び　23：00 ～翌 2：00 は取り扱いをしない。
破砕施設　　9：00 ～ 12：00　13：00 ～ 16：00（日曜を除く）
中 継 地　　9：00 ～ 12：00　13：00 ～ 16：00（日曜を除く）

11　搬入禁止物
（1）資源化可能な紙類
（2）上記以外の分別収集対象品目（空き缶・空きびん・ペットボトル及び金属製の生活用品・容器包装プラスチック）
（3）有害性、危険性及び引火性のある物
（4）著しく悪臭を発する物及び著しく発色性、発泡性又は飛散性を有する物
（5）特別管理一般廃棄物
（6）家電リサイクル法対象品目
（7）液状の物
（8）動物の死体
（9）その他処理施設若しくはその周辺の環境を悪化させ、処理施設における処理を著しく困難にし、又は、処理施設の機能に支障を生じさせるおそれのある物

12　処理施設に搬入する際、本許可証を運転席のダッシュボード上に掲げること。

13　上記各号に違反した場合、搬入を禁止する。

第 19 号様式　削除

第19号様式

表面

この車両は、廃棄物処理法第7条の規定による一般廃棄物の収集のため使用される車両であり当該用務に使用中の場合、大阪府道路交通規則第2条の7第3項第6号に基づき

駐車禁止の規制及び時間制限駐車規制の対象から除かれる車両である

許可番号	
業者名	
車両番号	

年　月　日

大 阪 市 長

裏面

※根拠法令

大阪府道路交通規則第２条の７

（駐車禁止の規制等の対象から除く車両）

第３項　法第４条第２項の規定により道路標識等による法第45条第１項の駐車禁止の規制並びに法第49条の３第２項及び第４項並びに第49条の４の時間制限駐車規制の対象から除く車両は、次の各号に掲げるものとする

第６号　廃棄物処理法第６条の２又は第７条の規定による一般廃棄物の収集のため使用される車両で当該用務に使用中のもの

※注　　意

これは収集業務の性格上、例外的に認められたものであり、収集行為の伴わないものや、逸脱した行為があった場合は適用されない

第21号様式

許可番号 □□□－□□□

承認車両増車申請書

氏名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名　個人にあっては屋号及び氏名）

増車理由		1. 契約先の増（4を除く）　2. 契約先のごみ量の増 3. 分別収集への対応　4. 官公庁入札契約に伴う収集量の増 5. その他（　　） （具体的内容）＿＿＿＿＿＿＿＿
増車予定車両	車両区分	1. 小型車（最大積載量0.35tを超え2.0t以下のもの） 2. 中型車（最大積載量2.0tを超え4.0t以下のもの） 3. 大型車（最大積載量4.0tを超えるもの） 4. 軽自動車（最大積載量0.35t以下）
	形状	1. ダンプ車（機械的にごみを排出する車を含む）　・　2. 非ダンプ車 （非ダンプ車で本市処理施設に搬入する場合、助手を同乗させること）
	架装等	1. パッカー車　2. プレスパック車　3. ロータリー車 4. 無蓋車　5. 車両専用コンテナ車　6. コンテナ車 7. 平ボディ車　8. 箱車
	車両番号	
	最大積載量	
	所有者	
承認車両増車希望期間		年　月　日～　年　月　日

現在の承認車両	パッカー車プレスパック車	ロータリー車	無蓋車	コンテナ車（車両専用）	コンテナ車	平ボディ車	バン	計
小型車	台	台	台	台	台	台	台	台
中型車	台	台	台	台	台	台	台	台
大型車	台	台	台	台	台	台	台	台
軽四輪車	台	台	台	台	台	台	台	台
計	台	台	台	台	台	台	台	台

第21号様式

許可番号 □□□－□□□

承認車両増車申請書

氏名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名　個人にあっては屋号及び氏名）

増車理由		1. 契約先の増（4を除く）　2. 契約先のごみ量の増 3. 分別収集への対応　4. 官公庁入札契約に伴う収集量の増 5. その他（　　） （具体的内容）＿＿＿＿＿＿＿＿
増車予定車両	車両区分	1. 小型車（最大積載量0.35tを超え2.0t以下のもの） 2. 中型車（最大積載量2.0tを超え4.0t以下のもの） 3. 大型車（最大積載量4.0tを超えるもの） 4. 軽自動車（最大積載量0.35t以下）
	形状	1. ダンプ車（機械的にごみを排出する車を含む）　・　2. 非ダンプ車 （非ダンプ車で本市処理施設に搬入する場合、助手を同乗させること）
	架装等	1. パッカー車（5を除く）　2. ロータリー車　3. プレスパック車 4. 無蓋車（5・6を除く）　5. コンテナ車（　無蓋　・　パッカー　） 6. 平ボディ車
	車両番号	
	最大積載量	
	所有者	
承認車両増車希望期間		年　月　日～　年　月　日

現在の承認車両	パッカー車	ロータリー車	プレスパック車	無蓋車	コンテナ車（無蓋）	コンテナ車（パッカー）	平ボディ車	計
小型車	台	台	台	台	台	台	台	台
中型車	台	台	台	台	台	台	台	台
大型車	台	台	台	台	台	台	台	台
軽四輪車	台	台	台	台	台	台	台	台
計	台	台	台	台	台	台	台	台

第 24 号様式　削除

第 24 号様式

「駐車禁止の規制及び時間制限駐車規制の対象から除かれる車両」標章再発行願

年　　月　　日

大阪市長　様

許　可　番　号　□□□－□□□

氏　名　　実印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名　個人にあっては屋号及び氏名）

次のとおり、「駐車禁止の規制及び時間制限駐車規制の対象から除かれる車両」標章を［紛失］［滅失］［き損］［汚損］したので再発行をお願いします。

記

○　車両番号

○　理由

第 25-1 号様式

臨時使用車両承認等申請書

年　月　日

大阪市長 様

許可番号 □□□ － □□□

氏　名　　実印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名　個人にあっては屋号及び氏名）

事業の用に供する車両について、臨時使用する車両がありますので、次のとおり申請します。

1　使用目的

臨時増車　・　代　車　（いずれかに○印をすること。）

2　承認車両　（上記１の目的が代車の場合のみ記入。）

車 両 番 号：

3　使用期間：　　月　　日　～　　月　　日

4　臨時車両　（※ 使用車両は自動車 NOx･PM 法における適合車に限る）

(1) 車 両 番 号：

(2) 最 大 積 載 量：　　kg

(3) 形　　状：（該当するものに○印をすること。）

① ダンプ車（機械的にごみを排出する車を含む）　② 非ダンプ車（**助手を同乗させること**）

(4) 架　装　等：（該当するものに○印をすること。）

① パッカー車（⑥を除く）　② プレスパック車　③ ロータリー車
④ 無蓋車（⑤を除く）　⑤ コンテナ車(無蓋)　⑥ コンテナ車(パッカー)
⑦ 平ボディ車

(5) 自動車検査証の有効期限：　　年　月　日

(6) 所 有 者 ま た は 使 用 者：本人　・　本人以外（氏名　　）

※　他の本市一般廃棄物収集運搬業許可業者の承認車両は使用できません。

※　飛散防止措置が無い車両を臨時使用車両に使用することはできません。

5　理　　由　（該当するものに○印をすること。）

① 故障　② 事故　③継続検査　④法定点検　⑤ 増量　⑥スポット
⑦ その他（　　）

6　排 出 先（上記５の理由が ⑤増量、⑥スポットの場合のみ）

所 在 地：　　区　　丁目　　番　　号

事業所名　：

ごみの内容：

（表）

第 25-1 号様式

臨時使用車両承認等申請書

年　月　日

大阪市長 様

許可番号 □□□ － □□□

氏　名　　実印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名　個人にあっては屋号及び氏名）

事業の用に供する車両について、臨時使用する車両がありますので、次のとおり申請します。

1　使用目的

臨時増車　・　代　車　（いずれかに○印をすること。）

2　承認車両　（上記１の目的が代車の場合のみ記入。）

車 両 番 号：

3　使用期間：　　月　　日　～　　月　　日

4　臨時車両　（※ 使用車両は自動車 NOx･PM 法における適合車に限る）

(1) 車 両 番 号：

(2) 最 大 積 載 量：　　kg

(3) 形　　状：（該当するものに○印をすること。）

① ダンプ車（機械的にごみを排出する車を含む）　② 非ダンプ車（**助手を同乗させること**）

(4) 架　装　等：（該当するものに○印をすること。）

① パッカー車（⑤を除く）　② ロータリー車　③ プレスパック車
④ 無蓋車（⑤⑥を除く）　⑤ コンテナ車（ 無蓋 ・ パッカー ）※何れかに○印
⑥ 平ボディ車

(5) 自動車検査証の有効期限：　　年　月　日

(6) 所 有 者 ま た は 使 用 者：本人　・　本人以外（氏名　　）

※　他の本市一般廃棄物収集運搬業許可業者の承認車両は使用できません。

※　飛散防止措置が無い車両を臨時使用車両に使用することはできません。

5　理　　由　（該当するものに○印をすること。）

① 故障　② 事故　③継続検査　④法定点検　⑤ 増量　⑥スポット
⑦ その他（　　）

6　排 出 先（上記５の理由が ⑤増量、⑥スポットの場合のみ）

所 在 地：　　区　　丁目　　番　　号

事業所名　：

ごみの内容：

（表）

7　**搬入先工場**　（搬入する工場の昼夜欄に○印を記入）

西淀		鶴見		八尾		平野		東淀		住之江		舞洲		舞洲破砕	資源東北	資源東南	プラ舞洲
昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	昼	昼	昼

8　**自動計量システムICカードの種類**：（必要なものに○印をすること。）

① 普通　　② 普通N（入札分）
③ 粗大可燃（舞洲破砕　可燃分）　　④ 粗大不燃（舞洲破砕　不燃分）
⑤ 資源　　⑥ 容プラ
⑦ 備線

※　申請は自動車検査証の写し（および継続検査を受けた場合は保安基準適合標章）を添付し、環境局事業部一般廃棄物指導課の窓口まで提出のうえ、**同課窓口で臨時使用車両承認証及び臨時使用車両用自動計量システムICカードの交付を受けてください。**

右記、自動計量システムICカード及び臨時使用車両承認証を受領しました。

年　　月　　日

発行日	年　月　日
カード番号	臨時
受付番号	－　－

大阪市処理欄

発行	
確認者	発行者

（裏）

7　**搬入先工場**　（搬入する工場の昼夜欄に○印を記入）

鶴見		西淀		八尾		舞洲		平野		東淀		舞洲破砕
昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼

8　**自動計量システムICカードの種類**：（必要なものに○印をすること。）

① 普通
② 粗大可燃（舞洲破砕　可燃分）　　③ 粗大不燃（舞洲破砕　不燃分）
④ その他（　　）

※　申請は自動車検査証の写し（および継続検査を受けた場合は保安基準適合標章）を添付し、環境局事業部一般廃棄物指導課の窓口まで提出のうえ、**同課窓口で臨時使用車両承認証及び臨時使用車両用自動計量システムICカードの交付を受けてください。**

右記、自動計量システムICカード及び臨時使用車両承認証を受領しました。

年　　月　　日

発行日	年　月　日
カード番号	臨時
受付番号	－　－

大阪市処理欄

決裁			
課長	課長代理	係長	係員

発行	
確認者	発行者

（裏）

第25-2号様式

緊急用自動計量システムICカード使用報告書

年　　月　　日

大阪市長 様

許可番号 □□□ － □□□

報告者　　氏名　　実印
（法人にあっては名称及び代表者の氏名　個人にあっては屋号及び氏名）

○承認車両
車両番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○使用日時
年　月　日（　）　午前・午後　時　分

○搬入量　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ｋｇ

○臨時（緊急）車両
車両番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

最大積載量＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ｋｇ

○形状
□ ダンプ車（機械的にごみを排出する車を含む）　□ 非ダンプ車

○架装等
□ ①パッカー車　□ ②プレスパック車　□ ③ロータリー車
□ ④無蓋車　□ ⑤車両専用コンテナ車　□ ⑥コンテナ車
□ ⑦平ボディ車

○理由
□ 故障　□ 事故
□ その他　（　　）

○搬入工場
□ 西淀工場　□ 鶴見工場　□ 八尾工場
□ 平野工場　□ 東淀工場　□ 住之江工場
□ 舞洲工場　□ 舞洲破砕
□ 資源　□ 容プラ

第25-2号様式

緊急用自動計量システムICカード使用報告書

年　　月　　日

大阪市長 様

許可番号 □□□ － □□□

報告者　　氏名　　実印
（法人にあっては名称及び代表者の氏名　個人にあっては屋号及び氏名）

○承認車両
車両番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○使用日時
年　月　日（　）　午前・午後　時　分

○搬入量　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ｋｇ

○臨時（緊急）車両
車両番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

最大積載量＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ｋｇ

○形状
□ ダンプ車（機械的にごみを排出する車を含む）　□ 非ダンプ車

○架装等
□ ①パッカー車（⑤を除く）　□ ②ロータリー車
□ ③プレスパック車　□ ④無蓋車（⑤⑥を除く）
□ ⑤コンテナ車（ 無蓋 ・ パッカー ）※何れかに○印　□ ⑥平ボディ車

○理由
□ 故障　□ 事故
□ その他　（　　）

○搬入工場
□ 鶴見工場　□ 西淀工場　□ 八尾工場
□ 舞洲工場　□ 平野工場　□ 東淀工場
□ 舞洲破砕

第20号様式

ICカードNo. | | | | | | | | | | | | | | |

臨時使用車両承認証

許可番号	－
許可業者名	
車両番号	
搬入施設	西淀（昼・夜） 鶴見（昼・夜） 八尾（昼・夜） 平野（昼・夜） 東淀（昼・夜） 住之江（昼・夜） 舞洲（昼・夜） 舞洲破砕 資源東北 資源東南 プラ舞洲
架装	パッカー・ローダリー・プレスパック・無蓋・コンテナ（無蓋・パッカー）・平ボディ
最大積載量	Kg
承認期間	年　月　日～　年　月　日
条件等	

[illegible]

この承認証は、運転席のダッシュボード上に掲げること

この車両は、廃棄物処理法第7条の規定による一般廃棄物の収集のため使用される車両であり、当該用務に使用中の場合、大阪府道路交通規則第2条の7第3項第6号に基づき駐車禁止の規制及び時間制限駐車規制の対象から除かれる車両である

注意事項
1 処理施設への搬入車両は、無蓋車の場合、完全にシートをすること。
2 搬入者は、本市及び大阪広域環境施設組合の規則並びに本市及び処理施設の職員の指示に従うこと。
3 処理施設への搬入経路が指示されているときは、これを守ること。
4 非ダンプ車(機械的にごみを排出する車以外)の場合、助手を同乗させること。
5 処理施設の設備を破損しないように注意すること。破損した場合は、速やかに損害を賠償すること。
6 搬入物展開検査を受けるときは、搬入者は協力すること。
7 搬入者は、処理施設内での喫煙など、火気を一切使用しないこと。
8 搬入物をおろす場合は、本市及び処理施設の職員の指示に従うこと。
9 搬入時間
工場　9:00 ～ 16:00(昼間 但し日曜は13:00以降取り扱いをしない) 17:00 ～ 翌8:59(夜間)
※12:00 ～ 13:00 及び 23:00 ～翌2:00は取り扱いをしない。
破砕施設　9:00 ～ 12:00 13:00 ～ 16:00(日曜を除く)
中継地　8:30 ～ 11:30 12:30 ～ 15:30(日曜を除く)
10 搬入禁止物
(1)資源化可能な紙類
(2)上記以外の分別収集対象品目
(3)有害性、危険性及び引火性のある物
(4)著しく悪臭を発する物及び著しく発色性、発泡性又は粘着性を有する物
(5)特別管理一般廃棄物
(6)家電リサイクル法対象品目
(7)液状の物
(8)動物の死体
(9)その他処理施設若しくはその周辺の環境を悪化させ、処理施設における処理を著しく困難にし、又は、処理施設の機能に支障を生じさせるおそれのある物
11 本車両を使用する(処理施設に搬入する)際、本許可証を運転席のダッシュボード上に掲げること。
12 上記各号に違反した場合、搬入を禁止する。

根拠法令　大阪府道路交通規則第2条の7(駐車禁止の規制等の対象から除く車両)
第3項　法第4条第2項の規定により道路標識等による駐車禁止の規制並びに法第49条の3第2項及び第4項並びに第49条の4の時間制限駐車規制の対象から除く車両は、次の各号に掲げるものとする
第6号　廃棄物処理法第6条の2又は第7条の規定による一般廃棄物の収集のため使用される車両で当該用務に使用中のもの
※注意　これは収集業務の性質上、例外的に認められたものであり、収集行為の伴わないものや逸脱した行為があった場合は適用されない

※ 使用後は速やかに環境局事業部一般廃棄物指導課までこの承認証を返却すること。

第20号様式

ICカードNo. | | | | | | | | | | | | | | |

臨時使用車両承認証

許可番号	－
許可業者名	
車両番号	
搬入施設	鶴見（昼・夜） 西淀（昼・夜） 八尾（昼・夜） 舞洲（昼・夜） 平野（昼・夜） 東淀（昼・夜） 舞洲破砕 資源東北 資源東南 プラ舞洲
架装	パッカー・ローダリー・プレスパック・無蓋・コンテナ（無蓋・パッカー）・平ボディ
最大積載量	Kg
承認期間	令和　年　月　日～令和　年　月　日
条件等	

[illegible]

この承認証は、運転席のダッシュボード上に掲げること

この車両は、廃棄物処理法第7条の規定による一般廃棄物の収集のため使用される車両であり、当該用務に使用中の場合、大阪府道路交通規則第2条の7第3項第6号に基づき駐車禁止の規制及び時間制限駐車規制の対象から除かれる車両である

注意事項
1 処理施設への搬入車両は、無蓋車の場合、完全にシートをすること。
2 搬入者は、本市及び大阪広域環境施設組合の規則並びに本市及び処理施設の職員の指示に従うこと。
3 処理施設への搬入経路が指示されているときは、これを守ること。
4 非ダンプ車(機械的にごみを排出する車以外)の場合、助手を同乗させること。
5 処理施設の設備を破損しないように注意すること。破損した場合は、速やかに損害を賠償すること。
6 搬入物展開検査を受けるときは、搬入者は協力すること。
7 搬入者は、処理施設内での喫煙など、火気を一切使用しないこと。
8 [illegible]
9 搬入物をおろす場合は、本市及び処理施設の職員の指示に従うこと。
10 搬入時間
工場　9:00 ～ 16:00(昼間 但し日曜は13:00以降取り扱いをしない) 17:00 ～ 翌9:00(夜間)
※12:00 ～ 13:00 及び 23:00 ～翌2:00は取り扱いをしない。
破砕施設　9:00 ～ 12:00 13:00 ～ 16:00(日曜を除く)
中継地　9:00 ～ 12:00 13:00 ～ 16:00(日曜を除く)
11 搬入禁止物
(1)資源化可能な紙類
(2)上記以外の分別収集対象品目(空き缶・空きびん・ペットボトル及び金属製の生活用品・容器包装プラスチック)
(3)有害性、危険性及び引火性のある物
(4)著しく悪臭を発する物及び著しく発色性、発泡性又は粘着性を有する物
(5)特別管理一般廃棄物
(6)家電リサイクル法対象品目
(7)液状の物
(8)動物の死体
(9)その他処理施設若しくはその周辺の環境を悪化させ、処理施設における処理を著しく困難にし、又は、処理施設の機能に支障を生じさせるおそれのある物
12 本車両を使用する(処理施設に搬入する)際、本許可証を運転席のダッシュボード上に掲げること。
13 上記各号に違反した場合、搬入を禁止する。

根拠法令　大阪府道路交通規則第2条の7(駐車禁止の規制等の対象から除く車両)
第3項　法第4条第2項の規定により道路標識等による駐車禁止の規制並びに法第49条の3第2項及び第4項並びに第49条の4の時間制限駐車規制の対象から除く車両は、次の各号に掲げるものとする
第6号　廃棄物処理法第6条の2又は第7条の規定による一般廃棄物の収集のため使用される車両で当該用務に使用中のもの
※注意　これは収集業務の性質上、例外的に認められたものであり、収集行為の伴わないものや逸脱した行為があった場合は適用されない

※ 使用後は速やかに環境局事業部一般廃棄物指導課までこの承認証を返却すること。

第 27 号様式　削除

第 27 号様式

「駐車禁止の規制及び時間制限駐車規制の対象から除かれる車両」標章発行願

年　　月　　日

大阪市長　様

許 可 番 号　□□□－□□□

氏名　　実印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名　個人にあっては住所及び氏名）

一般廃棄物の収集運搬に係り、大阪市から承認を受けた車両以外に、スポット・増量対策として使用する車両を保有しているため、次のとおり「駐車禁止の規制及び時間制限駐車規制の対象から除かれる車両」標章の発行をお願いします。

記

○　車両番号

○　添付書類　　自動車検査証の写し

第 29-1 号様式

自動計量システム IC カード貸与願

年　月　日

大阪市長　様

許可番号 □□□ － □□□

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 実印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名　個人にあっては屋号及び氏名）

以下の内容により、自動計量システム IC カードの貸与を申し込みます。
貸与された IC カードは、裏面の誓約事項を遵守し適切に管理いたします。

1　車両番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（※緊急用自動計量システム IC カードの場合は記載不要）

2　自動計量システム IC カードの種類：（いずれか一つに○印をすること。）

① 普通　② 普通 N（入札分）
③ 粗大可燃（舞洲破砕　可燃分）　④ 粗大不燃（舞洲破砕　不燃分）
⑤ 資源　⑥ 容プラ
⑦ 循環　⑧ 緊急

3　理由

① 承認車両の新規登録、緊急使用
② 承認車両の代替
③ 官公庁入札契約の受託　※契約書の写・仕様書の写等を添付のこと
（契約期間：　年　月　日 ～　年　月　日）
④ 舞洲破砕設備への搬入用
⑤ その他（　　　　　　　　　　　　）

右記、自動計量システム IC カードを受領しました。

年　月　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

自動計量システム IC カード情報

発行日	年　月　日
IC カード番号	

第 29-1 号様式

自動計量システム IC カード貸与願

年　月　日

大阪市長　様

許可番号 □□□ － □□□

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 実印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名　個人にあっては屋号及び氏名）

電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以下の内容により、自動計量システム IC カードの貸与を申し込みます。
貸与された IC カードは、裏面の誓約事項を遵守し適切に管理いたします。

1　車両番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（※緊急用自動計量システム IC カードの場合は記載不要）

2　自動計量システム IC カードの種類：（いずれか一つに○印をすること。）

① 普通　② 普通 N（入札分）
③ 粗大可燃（舞洲破砕　可燃分）　④ 粗大不燃（舞洲破砕　不燃分）
⑤ 緊急
⑥ その他（　　　　　　　　　　　　）

3　理由

① 承認車両の新規登録、緊急使用
② 官公庁入札契約の受託　※契約書の写・仕様書の写等を添付のこと
（契約期間：　年　月　日 ～　年　月　日）
③ 舞洲破砕設備への搬入用
④ その他（　　　　　　　　　　　　）

自動計量システム IC カード情報

右記、自動計量システム IC カードを受領しました。

発行日	年　月　日
IC カード番号	

年　月　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第 29-2 号様式

自動計量システム IC カード紛失・破損届

年　　月　　日

大阪市長　様

許可番号　□□□ － □□□

氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿実印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名　個人にあっては住所及び氏名）

電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり、自動計量システム IC カードを［紛失］［滅失］［き損］［汚損］したことを届け出ます。

記

1　車両番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　IC カード番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　IC カードの種類：（該当するものに○印をすること。）

①普通　②普通N　③粗大可燃（舞洲破砕　可燃分）
④粗大不燃（舞洲破砕　不燃分）　⑤資源　⑥容プラ
⑦循環　⑧臨時　⑨緊急
⑩その他（　　）

4　理由・状況

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※「き損」「汚損」した IC カードは返却すること。また、紛失した IC カードが見つかった場合は、直ちに返却すること。

第 29-2 号様式

自動計量システム IC カード紛失・破損届

年　　月　　日

大阪市長　様

許可番号　□□□ － □□□

氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿実印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名　個人にあっては住所及び氏名）

電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり、自動計量システム IC カードを［紛失］［滅失］［き損］［汚損］したことを届け出ます。

記

1　車両番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　IC カード番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　IC カードの種類：（該当するものに○印をすること。）

①普通　②普通N　③粗大可燃（舞洲破砕　可燃分）
④粗大不燃（舞洲破砕　不燃分）　⑤臨時　⑥緊急
⑦その他（　　）

4　理由・状況

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※「き損」「汚損」した IC カードは返却すること。また、紛失した IC カードが見つかった場合は、直ちに返却すること。

第2号様式

年　月　日

搬入回数追加・搬入先変更申請書

（　　年　　月　前半 ・ 後半 ）

大阪市長　様

（FAX06-6630-3991）

許可番号 □□□□□□

氏名：

次のとおり、廃棄・臨時のごみ収集がありますので、搬入回数の追加・搬入先の変更をお願いします。

◆ 排出先・収集予定量

排出先	業種形態	電話番号	担当者	収集 搬入日	収集 小型コンテナ	収集 大型コンテナ	収集車両 車両番号等	収集車両 区分	収集車両 車種	備考（詳しく記入のこと）
区 下記　番　号								一般廃棄物 産業廃棄物		可燃 不燃 ペット容器
区 下記　番　号								一般廃棄物 産業廃棄物		可燃 不燃 ペット容器
区 下記　番　号								一般廃棄物 産業廃棄物		可燃 不燃 ペット容器

※業種は、①パン屋、②ローヤー、③プレスハウス、④飲食、⑤ルーンセナ（飲食）、⑥ルーンセナハンカー（注 ヤサイは番号等で記入のこと）

※おサンプ等（機械的にごみを排出する事出先）の場合、搬入時に許可を回収させます。

◆ 追加・変更 希望回数

工場名	月決	臨売	八場	半額	東京	住之江	両　洲			焼却工場 計	両洲破砕			破砕計
							前日	当場	基準		前日	当場	基準	
昼　間														
夜　間														

承認	
受付	審査

許可印
搬出

追加・変更理由

引渡場	搬入回数(1)	引渡日	印 名

第2号様式

年　月　日

搬入回数追加・搬入先変更申請書

（　　年　　月　前半 ・ 後半 ）

大阪市長　様

（FAX06-6630-3991）

許可番号 □□□□□□

氏名：

電話番号：

次のとおり、廃棄・臨時のごみ収集がありますので、搬入回数の追加・搬入先の変更をお願いします。

◆ 排出先・収集予定量

排出先	業種形態	電話番号	担当者	収集 搬入日	収集 小型コンテナ	収集 大型コンテナ	収集車両 車両番号等	収集車両 区分	収集車両 車種	備考（詳しく記入のこと）
区 下記　番　号								一般廃棄物 産業廃棄物		可燃 不燃 ペット容器
区 下記　番　号								一般廃棄物 産業廃棄物		可燃 不燃 ペット容器
区 下記　番　号								一般廃棄物 産業廃棄物		可燃 不燃 ペット容器

※業種は、①パン屋、②ローヤー、③プレスハウス、④飲食、⑤ルーンセナ（飲食）、⑥ルーンセナハンカー（注 ヤサイは番号等で記入のこと）

※おサンプ等（機械的にごみを排出する事出先）の場合、搬入時に許可を回収させます。

◆ 追加・変更 希望回数

工場名	月決	臨売	八場	半額	東京	両　洲			焼却工場 計	両洲破砕			破砕計
						前日	当場	基準		前日	当場	基準	
昼　間													
夜　間													

承認	
受付	審査

許可印
搬出

追加・変更理由

引渡場	搬入回数(1)	引渡日	印 名

第31号様式

年　　月　　日

大阪市長　様

許可番号:

氏　　名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名 個人にあっては署名及び氏名）

基本搬入回数変更申請書

次のとおり、基本搬入回数の変更をお願いします。

◆ 新規の得意先がある場合記入（※作業対象名簿の写しを添付して下さい。）

排出先			
所在地	事業所名	収集間隔	収集月量
区 丁目　番　号			
区 丁目　番　号			
区 丁目　番　号			

排出先			
所在地	事業所名	収集間隔	収集月量
区 丁目　番　号			
区 丁目　番　号			
区 丁目　番　号			

◆ 基本搬入回数変更内容

工場名	西淀	鶴見	八尾	平野	東淀	住之江	舞洲			焼却工場計
							此花	福島	高速	
昼　間										
夜　間										

※現在の基本搬入回数から増やす場合は回数の前に＋を、減らす場合は回数の前に▲を付けて下さい。
※基本搬入回数を指定する場合は、その回数を記入して下さい。

資源		容プラ
東北	東南	舞洲

変更内容詳細

処理欄	受付日	受付者	処理日	処理者

第31号様式

年　　月　　日

大阪市長　様

許可番号:

氏　　名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名 個人にあっては署名及び氏名）

電話番号:

基本搬入回数変更申請書

次のとおり、基本搬入回数の変更をお願いします。

◆ 新規の得意先がある場合記入（※作業対象名簿の写しを添付して下さい。）

排出先			
所在地	事業所名	収集間隔	収集月量
区 丁目　番　号			
区 丁目　番　号			
区 丁目　番　号			

排出先			
所在地	事業所名	収集間隔	収集月量
区 丁目　番　号			
区 丁目　番　号			
区 丁目　番　号			

◆ 基本搬入回数変更内容

工場名	西淀	鶴見	八尾	平野	東淀	舞洲			焼却工場計
						此花	福島	高速	
昼　間									
夜　間									

※現在の基本搬入回数から増やす場合は回数の前に＋を、減らす場合は回数の前に▲を付けて下さい。
※基本搬入回数を指定する場合は、その回数を記入して下さい。

資源		容プラ
東北	東南	舞洲

変更内容詳細

処理欄	受付日	受付者	処理日	処理者

第35号様式

記　載　事　項　変　更　承　認　証

第　　号
年　　月　　日

住　　所

氏　　名
法人にあってはその名称及び代表者の氏名

大阪市長

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第20条 第2項 第4項 の規定により、　　年　　月　　日付けで届出のあった許可事項の変更について、承認する。

第35号様式

記　載　事　項　変　更　承　認　証

大阪市指令 環境事 第　　号
年　　月　　日

住　　所

氏　　名
法人にあってはその名称及び代表者の氏名

大阪市長　　印

収集運搬業
年　　月　　日付けで届出のあった一般廃棄物
処　分　業

許可を受けた事項の変更について、　　年　　月　　日付け

大阪市指令（環境事）第　　号の許可条件により届出のとおり承認する。

第 40 号様式

搬入先及び搬入回数指示書

（許可番号）

（許可業者名）（代表者名）　様

年　　月　（前・後半）　　（単位：回）

			搬入回数ベース	今期の搬入回数	備考
03　西淀		昼			
		夜			
04　鶴見		昼			
		夜			
05　八尾		昼			
		夜			
07　平野		昼			
		夜			
09　東淀		昼			
		夜			
13　住之江		昼			
		夜			
14　舞洲	此花	昼			
		夜			
	福島	昼			
		夜			
	高速	昼			
		夜			
小計		昼			
		夜			
46　舞洲破砕	此花				
	福島				
	高速				
小計					
71　資源	東北				
	東南				
81　容プラ					

第 40 号様式

搬入先及び搬入回数指示書

（許可番号）

（許可業者名）（代表者名）　様

年　　月　（前・後半）　　（単位：回）

			搬入回数ベース	今期の搬入回数	備考
03　西淀		昼			
		夜			
04　鶴見		昼			
		夜			
05　八尾		昼			
		夜			
07　平野		昼			
		夜			
09　東淀		昼			
		夜			
14　舞洲	此花	昼			
		夜			
	福島	昼			
		夜			
	高速	昼			
		夜			
小計		昼			
		夜			
46　舞洲破砕	此花				
	福島				
	高速				
小計					
71　資源					
81　容プラ					